

川口市立高等学校・附属中学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、川口市立高等学校・附属中学校PTAと称し、事務所を川口市立高等学校・附属中学校（以下、「本校」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、生徒の健全育成と教育活動の充実・向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育に協力するための事業
- (2) 学校と家庭の連絡、協調に関する事業
- (3) 学校の教育環境の整備に関する事業
- (4) 会員相互の研修及び親交を図るための事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 本会は、本校生徒の保護者及び教職員をもって組織する。

第4章 役員

(役員及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会を構成し総会に上程する議案、その他重要事項について審議する。
- (4) 常任理事の中に書記・会計及びホームページ担当を置く。
- (5) 幹事は、庶務、その他の会務に関する事項について処理する。
- (6) 監事は、会計に関する事項を監査する。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、常任理事、監事は会員の中から役員選考委員会において選考し、常任理事会の推薦を経て総会の承認を受ける。副会長のうち2名は、高等学校長、附属中学校長を推薦する。
- 2 高等学校の常任理事は、必要があれば、常任理事会の承認を得て、若干名を追加することができる。
- 3 附属中学校の常任理事は、学級ごとに若干名とし、常任理事会の推薦を経て総会の承認を受ける。
- 4 幹事は、高等学校及び附属中学校教職員の中から、各々の校長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないが、原則として、生徒の在学期間とする。役員に欠員が生じた場合は、役員選考委員会において選出し、常任理事会で承認するこ

とができる。補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。

第5章 事業部

(会務の分掌)

第9条 会則第3条の事業を円滑に行うため会務を分掌し、次の事業部を設ける。

1 執行部

各専門部と中学運営部との連絡調整、会員の研修、親睦、他校PTAとの連携、その他全体に関わる事項

(2) 専門部

① 進路対策部（高等学校のみ）

生徒の進路に関する会員研修、学校の進路指導への協力、その他必要な事項

② 広報部

本会広報紙の発刊等、本会の広報に関する事業、その他必要な事項

③ 研修部

各種研修会・講演会の参加、本会の研修に関する企画・運営、その他必要な事項

④ 文化部

学校の文化的行事の協力、本会文化的事業の企画・運営、その他必要な事項

⑤ 中学運営部（附属中学のみ）

中学運営部と学級理事、教職員とで中学校行事等の活動に協力、その他必要な事項

第10条 各専門部は学年ごとに必要人数の部員を選出し、部員の中から部長1名、副部長若干名を置く。このほか、中学運営部においては学級ごとに若干名の学級理事を置く。

第6章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

2 常任理事会

3 執行部会

4 各専門部会

5 その他、会務に必要とされるための特別委員会および部会

6 役員選考委員会

(7) 上記(1)～(6)に関しては、これを会長が必要と認めるときは、会則に定める招集を略し、電磁的方法又は書面による全ての会議の開催、その他の方法（電話・FAX等）に代えることができる。

(総会)

第12条 総会は、年度初めに会長が招集する。総会は、次の事項を議決する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、常任理事の3分の2以上の要求があるときは、臨時総会を開くことができる。

(1) 事業報告・決算の承認に関する事項

(2) 事業計画・予算に関する事項

(3) 役員の承認に関する事項

(4) 会則の改正に関する事項

(5) その他、必要な事項

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、幹事及び各専門部部長・副部長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。総会提出議案の審議、その他、運営に関する事項について協議する。

(執行部会)

第14条 執行部会は、会長、副会長、常任理事及び幹事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。常任理事会提出議案の審議、緊急案件に関する審議、本会の運営に関する企画立案、各専門部の連絡調整等を行う。

(専門部会)

第15条 専門部会は、必要に応じて専門部部長が招集し、円滑な会務の推進を図る。

(特別委員会)

第16条 特別委員会は、本会の目的達成に必要な事業を行う場合、常任理事会の審議を経て設置する。

- (1) 委員長・副委員長の互選
- (2) 当該事業の任務に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(役員選考委員会)

第17条 役員選考会は、会長、副会長、常任理事、幹事及び各専門部長をもって構成し、役員の選出案を検討審議する。必要に応じて他の会員を招集できる。

(議決方法)

第18条 会議の議決は、次のとおりとする。

- (1) 会議の議決は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数をもって決する。
- (2) 緊急事態宣言および非常変災等、会議の開催が難しいと会長が判断した場合、構成員からの疑義等がないときは、議事案件が承認されたものとする。

第7章 会費および会計

(経費の支弁)

第19条 本会の経費は、会員の納入する会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 本会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校会費 月額1,000円（本会計300円・特別会計700円）
- (2) 高等学校入会金 2,000円（入学時納入）
- (3) 附属中学校会費 月額250円
- (4) 附属中学校入会金 2,000円（附属中学校入学時のみ納入。ただし、高等学校入学時には不要）

(会費の減免)

第21条 会員に特別な事由があるときは、別に定める減免規則に基づき、会費を減免することができる。

(慶弔費)

第22条 会則第3条5項に基づき、慶弔規程を設ける。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 特別会計

(特別会計)

第24条 本校の教育振興等を充実するため常任理事会に諮り、総会の承認を得て特別会計を設定することができる。

(経費の支弁)

第25条 特別会計は、埼玉県教育関係職員必携等に基づき支出する。

第9章 会計事務

(会計事務)

第26条 川口市立高等学校・附属中学校PTAの会計管理にあたり、専任の会計事務員を置くものとする。

第10章 外部会計監査

(外部会計監査)

第 27 条 川口市立高等学校・附属中学校 P T A の外部会計監査として、税理士等を置くものとする。

附 則

本会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

本会則は、令和 元年 5 月 18 日から施行する。

本会則は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

本会則は、令和 4 年 5 月 21 日から施行する。

本会則は、令和 5 年 6 月 10 日から施行する。

本会則は、令和 7 年 5 月 24 日から施行する。